

○ 施策評価シート（評価対象年度：平成23年度）

施策目標主管部課かい名	監査事務局
評価シート作成者	次長 高橋 敏夫

評価対象施策目標 (=課かい目標)	行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する
----------------------	--------------------------

1. 総合計画基本構想におけるまちづくりの目標体系での位置づけ

①基本理念	5 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営
②政策目標	20 行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する
③施策目標	行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する
④施策の方向性	1 監査業務のさらなる充実と向上 2 市民に信頼される監査の充実 3 行政事務の執行における内部統制の徹底

2. 施策目標の達成方針

監査本来の職務である財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する事務事業の執行について、公正・公平で、かつ合理的・能率的に運営されているかを監査していくとともに、単なる違法性の指摘だけでなく、再発防止の指導に重点を置いて監査・検査等を実施していきます。また、このような監査・検査等を実施することにより、市の事務事業の効率性や妥当性を維持確保し、行財政運営の円滑化に資するとともに、市民に信頼される監査・検査等に全力を尽くします。

定期監査は37課かいを予定し、定期監査に含まれる学校監査は、16校を予定しています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は健全化判断比率を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し公表する義務を負うこととされているため、前年度の予備審査事務を検証し、審査に万全を期します。

指定管理者制度は、公の施設を管理する方法として、民間の能力を活用することにより高度化・多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応することを目的としたもので、指定管理期間内に1度の指定管理者の監査を行うことをめざすとともに、指定管理者の採用する多様な会計制度の研究を行い、所管部課かいと連携し必要な指導等を行います。

3. 職員配置の状況

(24年3月31日現在)

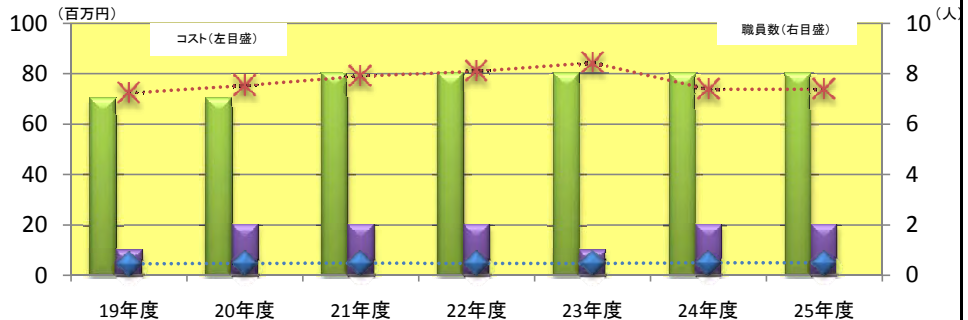
No.	担当	職名	在課年数	No.	担当	職名	在課年数
1	一	局長	2年 月	16			年 月
2	監査担当	次長	1年 月	17			年 月
3	監査担当	次長補佐A	1年 6月	18			年 月
4	監査担当	次長補佐B	1年 月	19			年 月
5	監査担当	次長補佐C	3年 6月	20			年 月
6	監査担当	主査A	3年 月	21			年 月
7	監査担当	主査B	2年 月	22			年 月
8	監査担当	主任	6年 6月	23			年 月
9	監査担当	主任(再任用)	3年 月	24			年 月
10			年 月	25			年 月
11			年 月	26			年 月
12			年 月	27			年 月
13			年 月	28			年 月
14			年 月	29			年 月
15			年 月	30			年 月
職員数計		9名(うち常勤 8名・再任用 1名)外 非常勤嘱託 0名・臨時 0名・その他 0名)					

4. 施策推進コスト

(単位：事業、職員1人千円/職員数人)

一般会計	19年度 決算額	20年度 決算額	21年度 決算額	22年度 決算額	23年度 決算額	24年度 予算額	25年度 計画額
施策推進コスト a=b+c	76,924	80,015	83,890	85,705	89,064	78,727	78,727
財源内訳							
特定国庫支出金							
特定地方債							
その他							
一般財源	76,924	80,015	83,890	85,705	89,064	78,727	78,727
事業実施に係るコスト b(折れ線グラフ)	4,603	4,701	4,825	4,712	4,691	4,927	4,927
うち委託料	103	103	101	94	88	111	111
従事職員に係るコスト c(折れ線グラフ)	72,321	75,314	79,065	80,993	84,373	73,800	73,800
常勤職員数(棒グラフ左)	7	7	8	8	8	8	8
再任用職員数(棒グラフ中)	1	2	2	2	1	2	2
非常勤・臨時等職員数(棒グラフ右)							

(備考)



5. 施策目標の達成状況

No.	指標名 指標算出式・ 定義等	単位 目標値 実績値 進捗率	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
			現状値	実績値	実績値	見込値	目標値
1	定期監査の指摘事項の件数	件	—	—	—	—	20
			54	118	74	50	20
			—	—	-58.8%	11.8%	100.0%

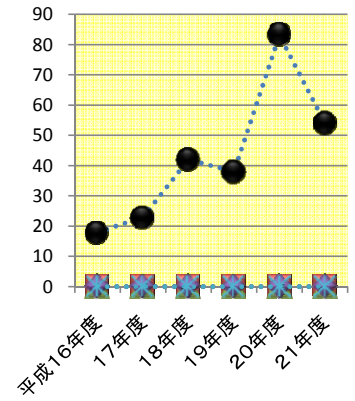
(指標の他団体比較)

(出所)

団体名\年度	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
●茅ヶ崎市	18	23	42	38	83	54
■						
▲						
◆						
*						

(指標の進捗状況分析)

他市の状況については、指摘件数を公表していないため不明でありました。平成18年度から2年に1度の実施をしており、対象となる課かいの数が増えています。平成20年度は、前年度と比べ指摘件数が倍以上に増えています。指摘件数については各年度の監査方針により増減はありますが、少なくとも前回の監査での指摘事項についての改善は徹底して求めています。



6. 施策目標達成のため重点的に取り組む事務事業の状況

(単位：事業費 千円)

No. 事業名(会計区分)	指標名					
	事業費	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事業概要	決算額	決算額	決算額	決算額	予算額	予算額
	目標値	—	—	目標値	目標値	目標値
	実績値	現状値	実績値	実績値	—	—
	達成率	—	—	達成率	—	—
1 定期監査(学校監査含む)	定期監査の指摘事項の件数					
執行計画に基づき、予算の執行に係る財務事務や契約事務等が、法令に従って適正に執行されているかを監査し、その結果を公表します。	件	—	—	40	30	20
	—	54	118	74	—	—
	—	—	—	185.0%	—	—
2 例月出納検査	実施回数(年間)					
例月出納検査の執行計画に基づき、毎月の現金の出納、保管並びに収入及び支出に関する事務が、法令などに従って適正に執行されているか、また、現金の月末残高が指定金融機関などが発行する残高証明書と符号しているかどうかの点検確認を実施し、例月出納検査報告書を市長と議長に提出します。	回	—	—	12	12	12
	—	12	12	12	—	—
	—	—	—	100.0%	—	—
3 決算審査(一般会計・特別会計・病院事業会計)	実施回数(年間)					
決算審査の執行計画に基づき、決算書その他の関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行、財産の管理などが適正であるか、病院事業については、事業の経営成績、財務状況を適切に表しているか、予算の執行は適正かつ効率的に行われたかを主眼に実施し、その決算審査意見を市長に提出します。	回	—	—	1	1	1
	—	1	1	1	—	—
	—	—	—	100.0%	—	—
4 地方財政健全化法に基づく審査	実施回数(年間)					
「地方公共団体財政の健全化に関する法律」に基づく指標の審査であり、市長から提出された健全化判断比率・資金不足比率となる事項を記載した書類について、監査委員は適正に算定又は作成されているかを主眼に実施します。	回	—	—	1	1	1
	—	1	1	1	—	—
	—	—	—	100.0%	—	—
5 指定管理者監査	実施団体数					
施設の管理は基本協定に従って適正に実施されているか、施設の維持管理は適正に行われているかなどとともに、利用料金制度導入施設には、適正に収納を行っているかを監査し、その結果を公表します。	団体	—	—	4	4	4
	—	2	2	4	—	—
	—	—	—	25.0%	—	—

7. 施策目標達成に向けた取り組みの評価

① 施策目標達成に向けた指標の進捗状況	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 大きく遅れている
② これまでの取り組みと成果	<p style="text-align: center;">25年度目標値達成可能 25年度目標値達成困難</p> <p>平成18年度より、それまで3年に1回の定期監査を2年に1回とし、より短い期間で財務事務や契約事務が適正に執行できるかを監査できるような形に変えました。指標としている指摘件数は、平成21年度の設定値より増えています。その年度で対象となる部課かいの数が違うこと、監査の視点が変わること等の理由で単純に比較はできません。指摘事項への対応を優先的に実施するとともに他の指摘事項にも注意を払い、より適正な事務執行に努めるよう指示してきました。また、財務部局には契約・財務の職員研修において、指摘事項を踏まえた内容とするよう依頼し、少しずつ成果があがってきています。</p>
③ 課題認識と解決への方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査制度については、監査委員監査と契約による外部監査の2種類が法定されており、原則として弁護士や公認会計士など専門的な職にある者により監査が行われていますが、いずれの制度も十分に機能しているとはいえ、必ずしも住民の信頼を得られていないのではないかと指摘があり、ここ数年、地方制度調査会、地方行財政検討会議等でそのあり方についての議論が継続されています。これらを踏まえ、平成23年度の法改正で、監査委員や事務局の共同設置が可能となっています。 ・ 本市では監査委員監査のみを採用しており、行政の適法性、効率性、妥当性の確保という視点から、監査計画に基づき様々な監査等を着実に実行することで、市民の信頼が得られるものと認識しています。 ・ 監査は試査で行っているため、対象となる事業を確実に抽出することが必要であり、また限られた時間で監査を実施するため、効率的に事務を行わなければなりません。さらに質の高い監査や平準化した監査を実施するために、引き続き事務局職員の研修を実施します。 ・ 最近の指摘事項の多くは財務に関する知識の不足によるものであり、財務部局に対し階層別の職員研修の実施を働きかけるとともに、書類等の点検にも留意するよう依頼していきます。
④ 議会等からの指摘・要望事項	なし

8. 施策目標達成を目指して実施する事務事業

(単位:千円)

合計 (ア) = (イ) + (ウ) 4,824 4,712 4,692 4,927 4,926

No.	会計区分	施策の方向性番号	事業名	24年度業務計画	平成21年度 決算額	22年度 決算額	23年度 決算額	24年度 予算額	25年度 計画額
1	一般会計	0	局内共通事務		402	384	416	424	417
2	一般会計	1	監査事務局事務		4,321	4,234	4,188	4,382	4,388
3	一般会計	2	定期監査(学校監査含む)		0	0	0	0	0
4	一般会計	2	例月出納検査		0	0	0	0	0
5	一般会計	2	決算審査(一般会計・特別会計・病院事業会計・公 共下水道事業会計)		0	0	0	0	0
6	一般会計	2	地方財政健全化法に基づく審査		0	0	0	0	0
7	一般会計	2	指定管理者監査		0	0	0	0	0
8	一般会計	2	財政援助団体監査		0	0	0	0	0
9	一般会計	2	工事監査		101	94	88	111	111
10	一般会計	2	行政監査		0	0	0	0	0
11	一般会計	3	住民監査請求監査		0	0	0	10	10
12	一般会計	0	災害応急対策活動		0	0	0	0	0
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									
46									
47									
			振り分け不能額						
			小計(イ)		4,824	4,712	4,692	4,927	4,926

No.	会計区分	第5次実施計画期間中に実施し、終了した事業名	平成21年度 決算額	22年度 決算額	23年度 決算額	24年度 予算額	25年度 計画額
1					—	—	—
2					—	—	—
3					—	—	—
4					—	—	—
5					—	—	—
6					—	—	—
7					—	—	—
8					—	—	—
9					—	—	—
10					—	—	—
11					—	—	—
12					—	—	—
13					—	—	—
14					—	—	—
15					—	—	—
			小計(ウ)	0	0	—	—

(備考)